

富山県自転車活用推進連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 富山県自転車活用推進条例（平成31年富山県条例第1号）第9条に基づき、富山県自転車活用推進計画（以下「計画」という。）に位置付けられた施策を推進するため、富山県自転車活用推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌)

第2条 連絡会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 計画に基づく施策の推進に関すること。
- (2) その他自転車の活用に関する施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議は、委員20名以内で組織する。

(委員)

第4条 連絡会議は、市町村や観光・交通関係団体・事業者、自動車・スポーツ・教育関係者等の代表者等のうちから知事が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第6条 連絡会議に座長を置く。

- 2 座長は、富山県観光推進局長をもって充てる。
- 3 座長は、会議を進行する。

(オブザーバー)

第7条 知事は、必要な意見を聴くため、オブザーバーを委嘱することができる。

(会議)

第8条 連絡会議は、知事が招集する。

2 座長が必要と認めた場合は、連絡会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第9条 連絡会議の庶務は、富山県観光推進局観光資源活用室において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年2月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。